



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1

代々木1丁目ビル 14階

TEL: 03-5350-7435 FAX: 03-5350-7436

《会計・税務の知識》 ベンチャー企業経営の基本 ～ぱぱっとわかる会社の税金② 法人税編～

企業経営において、税金の知識は不可欠なもの。会社まつわる税金として、今回は法人税について“ぱぱっと”わかるようまとめてみました！

1. 会社の利益に課税される税金

法人税は、会社の各事業年度の所得に対して課税される税金です。各事業年度の所得とは、基本的には会社の決算における利益と同義となります。企業会計では、収益から費用を控除して利益を計算しますが、法人税計算上は益金から損金を控除して所得を計算することとなっています。

企業会計：収益－費用＝利益
法人税：益金－損金＝所得
(利益＝所得とはいかない…)

実際の所得金額の計算は、企業会計上の税引後利益から企業会計と税務会計の相違する点について調整することで、所得を計算します。益金、損金を1から計算するものではありません。よって、企業会計と税務会計との相違点を把握することがポイントです。

2. 益金とは

益金とは資産の売却や役務の提供等の取引から生じた収益の金額と規定されています。また、原則として実現した利益のみが所得であるという考え方を採用しています。営業取引なのか営業外取引なのかを問わず包括的な収益が益金とされています。おおよそ企業会計の収益と同義ではありますが、法人税において益金に関する特有な規程がいくつかあります。ここでは、受取配当金等の益金不算入と還付金の益金不算入をご紹介します。

(1) 受取配当金等の益金不算入

受取配当金は企業会計上は全額収益となりますが、法人税計算上は、その全部もしくは一部を益金に算入しないものとされています。これは、配当金の支払法人の段階ですでに法人税が課されており、配当を受けとった法人においても課税すると、2重に課税することとなるためです。関係法人株式等（25%以上を保有する関係の法人）から受ける配当については全額が、そのほかの法人から受ける配当については50%を益金に算入しないこととされています。

(2) 還付金の益金不算入

所得に対する法人税等の還付を受けた場合には、益金に算入されません。法人税等の税金は、もともと所得の中から負担するものであることから、損金にも算入されない（後述）ことから、還付があった場合も益金には算入しないこととされています。

3. 損金とは

損金とは、その事業年度の収益にかかる原価、一般管理費その他の費用及び損失の額が含まれると規定されています。法人税特有の損金に関する規程は多くありますが、ここでは役員報酬、交際費、租税公課をご紹介します。

(1) 役員報酬

従業員に対する給与については全額損金算入されますが、役員（法人税法上の役員であり、会社法上の役員より範囲は広い）に対する給与については、①定期同額給与、②事前確定届出給与、③利益連動給与の3種類の給与については損金算入することとされています。よって、これらにあてはまらない役員賞与などは、損金に算入されません。なお、退職給与については不相当に高額な部分の金額は、損金に算入されません。

(2) 交際費

事業に関係する贈答品や接待に関する費用であれば企業会計上は全額費用となりますが、法人税では損金に算入されません。資本金1億円以下の企業であれば年間600万円まではその10%が損金不算入（平成25年度税制改正で800万円まで全額損金算入となる見込）であり、それを超える金額は全額損金不算入となります。資本金1億円超の企業は全額損金不算入です。

(3) 租税公課

租税公課についても基本的には企業会計同様に損金算入されることとなりますが、法人税・住民税については所得の中から納付する性質上損金不算入となります。また、延滞税や各種加算税・罰金等についても損金算入を認めるとその効果が減殺されると考えられることから損金不算入となっています。

4. 税額の計算と確定申告

所得金額に対して税率（資本金・所得金額により15%～25.5%）をかけて税額を計算します。その金額に、受取利息から控除されている源泉所得税や試験研究費の特別控除など各種税額控除を差し引いて納付金額を計算します。また、各事業年度の申告期限は、原則として決算日から2か月以内となります。

今回は、会社の税金ぱぱっとシリーズ第2弾として法人税を取り上げさせて頂きました。

次回もベンチャー企業経営に欠かせない、会計・税務に関するトピックをわかりやすくご説明したいと思いますので、よろしくお願ひします。

(担当：豊山 忠明)